

令和 7 年第 3 回竹原市議会定例会議事日程 第 3 号

令和 7 年 9 月 9 日（火）午前 10 時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 松本 進 議員
- (2) 村上 まゆ子 議員

令和7年9月9日開議

(令和7年9月9日)

議席順	氏 名	出 欠
1	平 井 明 道	出 席
2	村 上 ま ゆ 子	出 席
3	蕎 麦 田 俊 夫	出 席
4	下 垣 内 和 春	出 席
5	今 田 佳 男	出 席
6	山 元 経 穂	出 席
7	高 重 洋 介	出 席
8	堀 越 賢 二	出 席
9	川 本 円	出 席
10	大 川 弘 雄	出 席
11	道 法 知 江	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹 原 章 弘

議会事務局係長 木 原 昌 伸

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職名	氏名	出欠
市長	今榮敏彦	出席
副市長	新谷昭夫	出席
教育長	高田英弘	出席
総務部長	向井直毅	出席
企画部長	國川昭治	出席
市民福祉部長	森重美紀	出席
建設部長	岡崎太一	出席
教育委員会教育次長	沖本太	出席
教育委員会参事	大橋美代子	出席

午前10時00分 開会

○議長（高重洋介君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第3号を配付しております。この日程のとおり、会議を進めます。

日程第1

○議長（高重洋介君） 日程第1、昨日に続き、一般質問を行います。

質問順位4番、松本進議員の登壇を許します。

○14番（松本進君） 日本共産党の松本進です。発言通告に従って、一般質問を行います。

まず、第1番目の質問項目は竹原市のインフラ施設、竹原市中央一丁目・二丁目雨水下水道管施設等の維持管理について伺います。下水道管や橋、次々寿命に、建設から50年以上の施設、今後急増、インフラ老朽化云々、全国紙の見出しだしました。また、下水道管など、私たちの生活に欠かせないインフラ、社会基盤の老朽化が深刻ですともあります。

そこで、市長に質問します。

竹原市中央一丁目・二丁目の地域の雨水排水管工事は長さ約360メートル、管径1,000ミリ、地下約2、3メートルのところに埋設されています。この工事の完成年月日、維持管理状況、点検、修繕等、これはどのようになっていますか。

次に、2015年3月作成の中央地区下水道管路施設長寿命化計画策定業務報告書に伴う維持管理計画はありますか。その計画に伴う維持管理状況、また維持管理経費等の説明を求めます。

次に、竹原市都市計画下水道事業の完成年月日と維持管理計画、維持管理状況はどのようになっていますか、お尋ねします。

2番目の質問項目は老朽化の空きビル、アイフル通り旧大沢ビルの維持管理についてです。6月1日、アイフル通りの老朽化ビルからコンクリート破片が落下して危険だという地域住民の相談がありました。私は市担当者に現地確認を求めました。その後、竹原市の

対応について伺います。このような老朽化ビルからコンクリート破片の落下は竹原市空き家等条例第7条の緊急安全措置、保安上著しく危険な状態に該当しますか。また、同条例第4条の所有者等の責務である空き家状況の定期的把握、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適切な管理を行うとありますが、竹原市の現状把握とその対応はどのようにされていますか。

次に、同条例第8条第1項は立入調査を規定しています。竹原市は同条例第1条、安全安心等の住環境の保全のためにどのような調査を行い、具体的な改善措置をされていますか。

次は、竹原市の空き家状況と対策は現在どのようにになりますか。2018年比の空き家数、空き家率の推移等でお答えください。

以上、壇上での質問といたします。

○議長（高重洋介君） 順次、答弁願います。

市長。

○市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えいたします。

1点目の下水道管施設等のインフラ施設の維持管理についてのご質問でございます。竹原市中央一丁目・二丁目地域の雨水配水管工事につきましては、駅前商店街及び本川地区の浸水被害を軽減・防除することを目的として、平成29年度から令和元年度にかけて、管径1,000ミリのヒューム管を設置するとともに、令和2年度には、水路や老朽化したマンホール等の更新を行ったところであります。

当該工事箇所の維持管理状況につきましては、職員が現地で点検を行い、マンホール坑内の目視調査により異常の有無を確認しており、現時点では修繕の必要はないものと認識しております。

次に「中央地区下水道管路施設長寿命化計画策定業務報告書」につきましては、中央一丁目・二丁目地区における改築事業を進めるため、必要な調査や対策施設の選定、更新・長寿命化計画の策定を行うとともに、過去に浸水被害のあった当該地区を対象として、既設管路の流下能力評価、浸水原因の把握、浸水軽減対策の検討を実施したものです。

この長寿命化計画に基づき、管渠や水路の布設替え、老朽化したマンホールの更新など

を実施し、維持管理費として、計画を策定した平成27年度以降、約500万円を支出しております。

次に、竹原都市計画下水道事業につきましては、都市計画決定を受けた平成元年度以降、汚水整備及び雨水浸水対策を順次進めております。

汚水については、令和9年度の完了を目標に整備を進めており、雨水については、汚水と同様に平成元年度から事業に着手し、現在、中央排水区を中心に整備を進めております。

平成30年度及び令和3年度の豪雨災害を受け、新たに本川排水区における浸水対策にも着手したことから、全体完了までには今後10年以上の工事期間を要する見込みであります。

維持管理につきましては、平成26年度に策定した「長寿命化計画」等に基づき、老朽化した管渠の補強や更新などを実施するとともに、マンホール蓋の異常確認や流下状況の確認などの点検を行い、必要に応じて補修を実施しております。

今後とも、早期の事業推進と管渠や施設の長寿命化に努めるとともに、下水道事業本来の目的である、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全及び浸水防除の実現に努めてまいります。

次に、2点目の老朽化した空き家の維持管理についてのご質問でございます。

危険な空き家等の対策につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法や竹原市空き家等対策計画に基づき、必要な施策を総合的かつ計画的に実施しているところであります。

また、本市においては、空き家が保安上著しく危険な状態にあり、住民の生命、身体又は財産に対する重大な危険が切迫している場合に、特別措置法では対応することができない緊急安全措置等を行うことができるよう、令和5年度に空家等の適正な管理に関する条例を制定したところであります。

ご質問のありました空き家につきましては、建物上層階の外壁のモルタルが前面の市道に剥落しており、今後も外壁の落下による近隣住民や通行人への被害が想定されることから、「適正な管理がされていない空き家」に該当するものであります。

このため所有者に対し、写真により建物の状態及び危険性を伝えるとともに、周辺への

危険防止対策を講じるよう自発的な改善を促し、さらに、周辺への被害が生じた場合は賠償責任を問われることなどを通知しております。

現地の対応につきましては、近隣住民や通行人への被害を未然に防ぐため、直ちに市道上にカラーコーンを設置し、周辺自治会と連携のうえ、住民への注意喚起を行っております。さらに、空家等の適正な管理に関する条例に基づき、地域における保安上の支障を軽減するため、外壁から完全に剥離し、市道に落下する恐れのあるモルタル片を除去するなど軽微な措置を行った結果、危険な状態が解消されたものであります。

次に、空家等の適正な管理に関する条例に基づく立入調査につきましては、建物の状態把握、被害想定範囲、緊急安全措置等の必要性を把握するため、職員等が空き家に立ち入り、必要な調査を行い、緊急を要する措置が必要と判断した場合には、危険箇所の除去など必要な限度の措置を行うこととしております。

今後におきましても、空家等対策の推進に関する特別措置法及び空家等の適正な管理に関する条例等に基づき、市民が安全・安心で快適に住み続けられる住環境の保全に努めてまいります。

次に、住宅・土地統計調査の結果によると、空き家総数は全国、広島県、本市においても増加傾向にあります。空き家対策を推進する上で重要な数値となる賃貸・売却・別荘等の使用目的が決まっていない「その他空き家」の戸数につきましても増加傾向にあり、本市の「その他空き家」は、平成30年の2,290戸に対し、令和5年は2,790戸と500戸増加し、「その他空き家」率は16.5%から19.7%に3.2ポイント上昇しております。

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、今後も空き家は増加することが見込まれることから、空き家になってからの対策だけでなく、空き家になる前の段階から早期の対策を講じる「空き家化を抑制・予防するための取組」を重点的に進める必要があると考えております。

具体的な取組として、所有者への管理意識の啓発が最も重要と考えており、令和5年度には市民の関心が高い「終活講座」を開催し、昨年度においては地域に出向き、「まちかど終活講座」を市内6箇所で開催したほか、所有者が具体的な行動に移せるよう、「モノ

の整理や家の処分」などをテーマにした「最幸の終活片付け講座」を開催し、多数の方にご来場いただいたところであります。今年度におきましても、10月に「親とモメない実家片付け講座」を開催し、講座終了後には不動産業者、公証人、法務局職員、司法書士などの専門家が一堂に会した相談会を実施する予定としております。

今後も、所有者の管理意識の啓発や空き家の活用など、空き家の発生の抑制・予防に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） それでは、再質問に移りますが、まず、第1点目の項目から再質問に入ります。中央一・二丁目の雨水排水工事に関わってですけれども、先ほど市長答弁で、2017年、平成29年から令和元年にかけて、こういった設置した管路で維持管理はされておりますけれども、その維持管理状況の説明、答弁の中で、マンホール坑内の目視調査により、異常の有無を確認するという答弁がありました。この360メートルの長さがありますけれども、具体的にお聞きしたいのは、このマンホール調査とはどういう内容なのかということで、マンホールがこの間、この施設では何ヶ所あって、その目視によってはどのくらいの距離の腐食、老朽化状況がチェックできるのか、その概要がわかれればお尋ねしておきたいと思います。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） お答えいたします。ご指摘のありました360メーターのマンホールの点検状況ですけど、基本的にはカメラ等を中に入れて、そのカメラによる劣化状況等を確認しております。

維持管理状況につきましては、マンホールにつきましては現在360メートル以外ということで、中央一丁目・二丁目にあるマンホールの数なんんですけど、約14個ほどございます。このマンホールにつきましては、緊急度1は14ヶ所から現在5ヶ所に減少しております。また、特に劣化の著しい3ヶ所については優先的に更新を行い、改善を図ったところでございます。以上です。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） それでは、次にこの長寿命化計画に関わっての維持管理経費の答弁がありました。ここでは2015年以降、長寿命化計画の維持管理経費についてなのですが、2015年以降に約500万円支出をされているという答弁でした。この具体的な内容と言いますかね、工事箇所とか、この修繕の具体的な内容と言いますか、この概要をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 維持管理経費の内訳につきまして、お答えいたします。維持管理経費につきましては、老朽化した既設マンホールの更新を実施し、集水機能の改善を図るなど、維持管理面での対応を行っております。以上です。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） マンホールの更新と、あとは維持管理ということでしょうけども、ちょっと具体的なこの内容がちょっと明らかにされませんでした。それで、この中央地区下水道管路長寿命化業務報告というのが、ちょっと私もこれを持っております。これを見ると古いものですから、そういった相当腐食と言いますかね、亀裂とかヘドロがたまつたりとかというこの写真の報告があります。それで、この500万円の中ではこういった済まないのかなという、私がちょっと素人考えで見てね。これ、現状もう、相当全体が老朽化している。さっき言った管の中にも杭のような障害物が上から下にもあって、この流れが悪くなっている、亀裂がある、ひびがあるというのはとてもじゃない、相当、腐食、老朽化がひどい状況というのが、ちょっと私の目で見てもはっきりしているわけですね。それで、この今この管路に関わっても500万円の支出だと思うのですけれども、これでどうでしょうかね、流れが確保されていると言いますか、管路がね。主なところを修理されて、流れがこの排水の流れが確保されたというような認識なのか、ちょっとそこを確認しておきたい。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 中央一丁目・二丁目地区内の維持管理状況並びにその後の対応について、お答えいたします。中央一丁目・二丁目地区におきましては、下水道の長寿命化支援制度に関する手引きに基づき、管渠内部の腐食、たるみ、破損、ひび割れ等にテ

レビカメラ等により調査を行い、緊急度を1から3に区分しております。緊急度1、2につきましては、劣化が顕著と判断され、短期的または中期的な対応が必要です。さらに健全率を算出しまして、経年的な劣化状況を把握することにより、都市戦略的な維持管理を行っております。具体的な緊急度1のメーター数ですけど、約610メートルほどございます。緊急度2は280メートル、緊急度3は330メートル、調査段階ではございました。その後、維持管理等の採用におきまして、バイパス管の設置など、流下能力の改善を行ったことにより、当地区内での短期的な対応が必要な緊急度1と判定させていただいた延長610メートルのうち約440メートルが改善され、約170メートルへと縮減しております。その結果、現在の判定は緊急度1が170メートル、中長期的な対応が必要な緊急度2、3が590メートル、470メートルとなっております。以上でございます。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） それでこの報告書を見ると、既設管の流下能力の評価もされておって、今の管路の部分の説明では緊急度1、2、3ということで、改善した1は440メートルですかね、改善したというのはちょっと報告がありましたが、これ、全体の流れに関わる問題でしょうから、この既設管の流下能力の評価で見るとですね、さっき言った修繕と言いますか、報告がありましたけれども、そこに修繕したことによって、この既設管の流下能力の評価はどう変わったのか、改善されたのか、わかれればちょっとお尋ねしたい。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 流下能力につきましては、すいません、詳細についてはちょっと現在、手持ちにないのでお答えできませんが、いわゆる流下能力の改善のために、先ほど申し上げました維持管理経費の500万円以外でバイパス管路の設置を建設事業費のほうで工事を行っています。こちらについては、先ほど市長答弁がありましたバイパス管路に要する経費といたしまして、約3億円の費用を計上しております。これによりまして、現在、流下能力の不足というところにつきましては概ね改善し、令和3年度に起きました豪雨災害におきましては、浸水被害等が確認されておらず、その効果が確認できたというところでございます。以上です。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 今、3億円余りの工事経費をね、費やしたということは、私が把握していたのは、先ほど言ったようなヒューム管300ミリの管を設置して、360メートルのところをこう流れを作ったよということで、地下に2、3メートルに埋設してあります。これで、さっき言った駅前の商店街の近くの浸水がね、改善されたっていうのは、私も承知しておりますけれども、先ほど言った中央地区下水道管路施設長寿命化計画というのは、そこも影響は確かにあるわけですけれども、これを見ると、特に中央地区下水道管路施設長寿命化計画、これが平成27年3月作成された分を見ますと、それ以外の大きな管と言いますかね、周辺の432とか、駅前の警察署の通りとか、あとは排水の下水の最終のところに繋がるような2,000ミリとか1,800ミリとかというのは管に繋がってくるというような、こういう点検をされて、これ自体が相当大きな先ほど言ったような報告書を見るとひどい状況と言いますか、亀裂があったり、ずれたり、障害物がこの管の中にあったっていうのは報告書に明確に示されているわけですね。これはざっくり言えば、こういった報告書にあるような障害物、私で見た素人考えで見ると、この障害物なんかは除去しないといけない。管路のひび割れとか段差があるのは直さなくてはいけない。でないと、流れが確保できないというのがちょっと私の見方なのですけども。こういった、さっき言った障害物とかひび割れとかずれとかというのは、ちょっとどこまで直したかっていうのがちょっとわからないのでしょうかね。そこをわかれればちょっとお尋ねしたい。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 現在の管路の状態について、お答えいたします。先ほどあった下水道に刺さった杭というのは現在3ヶ所ほど確認されております。それにつきましてはカメラ調査により、本管に繋がる支管との接続部の管の割れや管渠内部に杭のようなものが確認されておりますが、このうち杭につきましては、これらが施工当時からのものか、施工以降によるものなのは現時点では特定できません。カメラ映像等で確認した調査結果におきましては、管入に伴う管渠にクラックや破損等の顕著な影響は見られず、また杭の貫通している穴周辺からの土砂流出痕跡も見られないことから、直ちに道路陥没等の重大な影響を及ぼすものでないと判断し、現在は経過観察しております。今後は動態観測や定期的な点検を継続し、状況を注視して参ります。

また、現在、国のはうが実施しております路面陥没調査というものを実施しております。こちらの情報も得ながら、劣化や周辺の影響が確認された場合には速やかに補修等の対応を検討して参ります。以上です。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） ちょっと繰り返しの質問になってあれなんですけれども、私が今この管、さっき言った長寿命化計画の報告書にあるような管路の点検をした結果ですね。だから、管の中にこの杭のようなものが3ヶ所あって、今これが特定できないという答弁ということがありました。私が言っているのは明確にもう1回答えていただきたいのは、この杭があっても、杭がある、それは特定できない。しかし、この私が言ったような質問したような管の流れにはこういった杭があっても支障がないかということは明確に答えていただきたい。それと、あとヘドロとか、ずれとかですね、相当ひどい状態があっても、本来ヘドロが溜まつたら流下能力ですかね、そこに管が詰まっているということですから、全部詰まって流れないと、いう状況ではありませんけれども、そういったこういう能力が低下するのではないかということとか、あとは亀裂とか今いろいろありますから、そこはこの状態でも支障がないと、流れに対する支障はないというような考え方なのでしょうか、ちょっとお尋ねしたい。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 管路を阻害する杭等に対する流下能力について、お答えいたします。管路につきましては、昭和の初期からですね、都市下水道として整備されたものです。それでその後ですね、汚水環境の整備をこの地域において行っておりまして、当初はいわゆる合流式という形で汚水と雨水、こういったものを混ぜた形の断面を想定したものとなっておりましたが、現在、主にはですね、汚水というものは別途ヒューム管というと200から300ミリの管渠を新たに設置しておりますので、現在はこの管渠、先ほどありました管渠につきましては、断面については余裕が生じているものと現在考えており、現状におきましても流下能力は満足しているものと認識しております。以上です。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 本来はきちんと調査されているということではありませんから、

目視での調査でね、大変気になるのは流下能力に支障がないというような、明確にこれは記録に残りますからね、答弁ですけれども。私が指摘したいのは、こういった管の現状を見ると、その杭のようなものが3ヶ所あるという答弁がありました。これはやっぱり、この管の流れに支障が、当初はなかったのではないかということはせめて確認して、これがなかったものが今ある。せめて、そのどういったものかはやっぱり確認をしないとね。目視でやったら、まだ特定できてないわけですから。今回の調査の仕方は極めて不十分だし、せめてこの大きな支障になると私の思いがありますから、ここで明確に質問を繰り返しているのですけども、せめてこういった杭、3ヶ所の杭のようなものが何であるのか。せめて、当初はなかったものがあるのか。当初からあるのか、今もあるのか、当初からあるのかね。そういうところでやっぱり確かに流れが当初あるなら、そういう設計で変化はないのでしょうかけれども、私はこれはちょっとなかったのではないかというちょっと思いがありますから、せめて確認をして、この杭がね、3ヶ所あるのが当初あったのかないのか確認して、あればやっぱり撤去するとか、対応するというようなことができるのではないでしょうか。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） お答えいたします。先ほどありました杭の扱いにつきましては、先ほどちょっと答弁しましたとおり、施工当時からのものか、施工以降によるものなのかということは特定できておりません。ただ、先ほど申し上げましたとおり、その杭に刺さった部分の周辺状況を見ますと、現在のところ、周辺からの土砂流出跡が見られないということで、直ちに道路陥没等の重大な影響を及ぼすものではないというふうに判断して、経過観察としているところでございます。ただし、こちらについては最も我々のほうとして確認する必要があるところにつきましては、やはり周辺の道路等に影響を及ぼす、こちらについて、特に注視していく必要があると考えております。そういうところを勘案しまして、先ほど申し上げました、現在国が実施しております路面陥没調査、こういったところの結果をですね、十分に踏まえながら、今後ですね、どういった対応を取るべきかというところは検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 私は今、大きい管と言いますか、外側の中央一丁目・二丁目の外側の管と言いますかね、あと先ほど今改善、長さ360メートルの1,000ミリの管路の改善ということもありましたけれども、ぜひ、こういった調査結果がきちっと出ているわけですから、今特定できてないということで再度、先ほど言った私の指摘をぜひ、真摯に受け止めてもらいたい。対応していただきたい。それから、この一丁目・二丁目の区域の先ほど今答弁がありましたが、竹原市都市下水道事業、これは昭和初期という、ちょっと答弁があったので、私もこの質問ではしたのですけれども、このいつできたかがちょっとはっきりわかればですね、この竹原市都市計画下水道事業、これがいつ完成したかという質問をしているわけですけれども、昭和初期、いつできたっていうことがもう少しあれば、正確にお答えいただきたいということと、この維持管理費、今度はここは管がちょっと小さいですからね。管が中の分は小さいですから、いろいろどういう調査をして、この調査結果に基づいて、こういった修繕と言いますかね、対策を取られているのかということも併せて、お答えいただければと思います。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 都市下水道水路として整備された設置年数等につきまして、お答えいたします。都市下水道として整備されたものは、概ね昭和37年度から布設を開始いたしまして、昭和49年度までに設置された状況として把握しております。こちらの維持管理につきましては、先ほど申し上げました点検調査っていうのを5年に1度実施することになっておりますので、そちらの中で実施しまして、先ほど来申し上げております緊急度に分けまして、現在その状況を把握しながら、維持管理のほうを行っているところでございます。以上です。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 老朽化が激しい状況だと思いますので、ぜひ、やっぱりきちっと現況を把握してもらって、適切な対応と言いますかね、計画的な修繕等をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それで、次の質問ですけれども、老朽化の空き家ビルと言いますか、この維持管理について、ちょっとお尋ねしたいと思いますけれども、先ほどの答弁の中で危険な空き家対策

は特別措置法と市の空き家等の対策計画に基づいて、総合的に実施しているよという答弁がありましたけれども、具体的に挙げたビルからコンクリ破片が落ちて、対応されているわけですけれども、1つは老朽化の分で緊急にはそういったコンクリ破片の除去等はやっぱり必要であるし、当面はカラーコーンで危険を告知するということも対策も取られておりましたけれども、ちょっと心配なのは、全体の老朽化、外壁、特に外壁がその周辺への影響が大きいと思うのですけれども、大きなビルであるだけにそういったもう少し具体的な所有者に対する改善措置をされたのかどうかということと、相手方はどういった返事と言いますかね、回答があったのかどうかということをちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） ご指摘ありました建物に対する現状の認識と現在の対応状況について、お答えいたします。ご指摘のありました建物につきましては、先ほど市長答弁にもありましたとおり、いわゆる軽微な措置ということで点検等を実施いたしまして、剥落の恐れのあるコンクリート片につきましてはすべて除去を行い、現時点におきましては安全の状況が確保されたという認識でございます。建物自体のこの老朽化というところの状況につきましては、原則といたしまして、あくまでも管理者が管理、点検、修理を行っていくものということを前提におきまして、我々といたしましては外部から外から見た状況を監視しながら、また新たに周辺のほうに危害を及ぼす恐れがある場合については、管理者のほうにその改善について促して参りたいと思っております。

管理者に対する現状の指導等につきましては、現在通知等を行い、現状を認識いただくとともに、今後そういった状況、新たな状況が発生した際には改善を行うような指導を行っているところでございます。以上です。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） いろいろ老朽化では1戸の個人の家とか、ああいったビルとか、ちょっといろんな規模が違うのですけれども、特にビルに関わっては棟の屋上から相当小さい破片でしたけどもね、やっぱり高いところから落ちるですから、いろんな通行とかね、街中ですから激しいと言いますか、結構、人の通りも車の交通もあるということです

から、もう少し抜本的な対策、個人の所有であるけれども、こちらのせっかく竹原市としてはこういった空き家条例を作っているわけですから、実際そういう危険を及ぼしたということを見れば、そこだけは確かにいろいろ対応、緊急対応する必要があるのですけれども、建物自体の管理を、確かにそういった状況とかね、適正に管理してくださいというのはもちろん所有者に対して通告、通知するといいますかね、そういうことは必要だと思うのですけれども、この所有者もいろいろあり、どこかの不動産、県外の方の不動産屋が所有されているというのはちょっとお聞きしておりましたけれども、どうしても今の所有者からすれば収益と言いますかね、そういう対応で一番うがった心配と言いますか、もし危険性がね、もうちょっと点検をして安全確保をね、周辺に及ぼす、その安全をもう少し所有者としても対応していただくような管理する市の空き家条例に関わってですね、できるのではないかなということで、これを質問して、こういった特にそういったことが起こらないようにちょっと継続的な監視と言いますかね、これをお願いしたいなというふうに思います。

それで、あと空き家の総数もちょっとお尋ねしました。これで、確かに空き家とか、その他の空き家が増える傾向があるって、人口減少も合わせて、これがどんどん増えるというのは推測できます。それで、確かに市としては住宅の登録と言いますか、空き家の登録と言いますか、いろんなその支援とかというのがあります、現在ある支援効果と言いますかね、そこはどのように把握されているのかをちょっとお尋ねしておきたい。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 目標数値に対する現状の認識と今後の対応について、お答えいたします。本市におきましては、令和4年度から令和8年度まで5ヵ年を計画期間と定めた竹原市空き家対策計画に取り組んでいるところでございます。本計画は数値目標の2つを定めておりまして、1つ目は計画策定時に把握している空き家の解消数200件とする。2つ目は住宅土地統計調査の30年度時点でのその他空き家の数を2,290戸を維持することとしておりました。

先ほど議員からご指摘ありましたとおり、この空き家を2,220戸を維持するというところにつきましては、現在目標を達成することができない状況でございます。一方で、

もう1つの目標数値としております空き家のうち200件を解消するものにつきましては、現在順調に年平均40件というところで概ね目標どおり計画が進んでいるところです。

引き続き、こういった目標数値の達成に向けて200件の解消を確実に進めるとともに、先ほどあった空き家を増やさない取組につきましても、しっかりと取り組みまして、啓発活動の強化に努めて参ります。以上です。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 今、答弁があったようなこの空き家を増やさないっていうか、抑制するという面では所有者の、市民の、所有者自身の啓発と言いますかね、今取り組まれて、いろいろ講座もされているということの説明がありました。そういうことをやりながら、空き家を活用するとかですね、あとは空き家にさせないためのいろんな支援と言いますかね、ここがやっぱりもう少しいるのかなということで、例えばさっき言ったような登録バンク、この活用、これ、今現在何件登録されて、これはちょっと私は少ないかなというのはちょっと意識があったものですから、経過から見て何件ぐらいこういった空き家の登録がなっているのかということとその活用ですよね、どういったところに活用されているのかということをちょっと教えていただければと思います。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 空き家の利活用の状況につきまして、お答えいたします。空き家の利活用及び流通の促進につきましては、1つ先ほどありました空き家バンクという制度がございます。空き家を売りたい、貸したい所有者と、買いたい、借りたい希望者を市が仲介し、情報を提供するものでございます。制度開始後、現在134件を成約しており、移住者の活用や店舗開設など、空き家の活用とともに、まちのにぎわいづくりに寄与したと考えております。以上です。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 今134件の登録と同時にいろいろ活用と言いますか、アピールと言いますかね、利用者への周知というのは必要だと思います。ぜひ、こういった今人口が減る、利用者が減るっていうのがどんどん進んでくるわけですから、こういった空き家の放置というのはやっぱり1つは危険な状況も発生しますので、是非とも、こういった市

民啓発はもちろんですけれども、空き家を再活用するような拡充と言いますかね、この拡充措置がやっぱり必要じゃないかなと思うのですけど、そこらの検討と言いますか、対応があれば、ちょっとお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 支援制度の拡充につきまして、お答えいたします。危険な空き家が放置されている大きな要因の1つとして、所有者の経済状況がございます。そのため、経済的に厳しい空き家の所有者の解体に対し支援を強化する、今年度から除却支援の強化を図りました。市民税非課税世帯に対しまして、特定空き家の場合は補助率を2分の1から5分の4に、補助上限を50万円から100万円に引き上げました。不良空き家の場合は補助率を3分の1から2分の1、補助上限を30万円から50万円に引き上げております。こういった補助資金の拡充により、今年度特定空き家が1件解決する予定です。こういった内容につきまして、きめ細かな支援制度を引き続き、推進して参ります。以上です。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） ゼひ、特定空き家、そういった今措置を取ることで特定空き家の解決ということが1件という報告がありました。ゼひ、そういった空き家を食い止めると言いますかね、そういう分では今のPRと同時に、そういった支援策の周知徹底と言いますか、できれば拡充もお願いしたいと思うのですが、そういったことをやることによって、この竹原市でのこういった空き家対策の解消を図っていくということをしていただきたいということをちょっと指摘して、質問を終わりたいと思います。

○議長（高重洋介君） 答弁はいいですか。

以上をもって、14番、松本進議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前10時46分休憩

午後1時00分再開

○議長（高重洋介君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。午前中に引き続き、一般質問を行います。

質問順位5番、村上まゆ子議員の登壇を許します。

○2番（村上まゆ子君） 議長にお許しをいただきましたので、発言通告書に従いまして、令和7年第3回定例会一般質問を行います。

飛翔会、村上まゆ子です。よろしくお願ひいたします。

1、いじめ発生時の対応体制について、お伺いいたします。

全国的にいじめを背景とする児童生徒の自殺が後を絶たず、文部科学省の調査でも、重大事態に発展するケースが毎年報告されています。特に、夏休み明けの9月1日前後は年間で最も多くの子どもの命が失われる時期とされています。いじめは子どもの命や心を奪う深刻な問題であり、学校の初動対応の適否がその後の事態に大きく影響します。

尾道市で発生した小学4年生のいじめ事件では、学校が初動対応時に被害児童や保護者とのやりとりを記録しておらず、その後の検証に重大な支障をきたしました。

国や県のガイドラインでも、初動からの記録保存の重要性が示されております。こうした教訓を踏まえ、竹原市においても、より安心できる体制を整えていくことが大切だと考えます。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

1、本市の各学校におけるいじめ初期対応時の被害児童や保護者とのやりとりの記録・保存の現状についてお伺いします。

2、記録の様式・保存期間・責任者を明確にした規定を市として整備していくお考えがあるのか、お伺いいたします。

3、将来的に第三者委員会などによる検証が必要となった場合に備え、資料を適切に残す体制についてお伺いします。

4、記録の重要性を教職員に浸透させるための研修や徹底策についてお伺いします。

5、子どもが直接SOSを出したり、匿名で意見を伝えたりする仕組みは整っているの

か。また、現行の取組が十分でない場合には、ＩＣＴを活用した匿名相談や第三者窓口の導入について、市のお考えを伺います。

次に、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組について。

令和6年第3回定例会一般質問において、「こどもまんなか社会」の実現に向けた市の考え方として、子ども計画の策定や子ども・若者が安心して意見を表明できる環境づくりを進めるとのご答弁をいただきました。

今回は、その後の具体的な進捗を確認するとともに、理念を着実に形にしていくための制度的・組織的な基盤整備について伺います。

1、広島県と連携して、「こどもまんなか応援ソポーター」に就任されてから2年が経過いたしました。この宣言を通じて、竹原市がどのような「こどもまんなかのまち」を目指すのか、市長の見解を伺います。

2、前回のご答弁では、「子どもや若者が気軽に意見を表明できるような環境整備から開始していきたい」とのお考えが示されました。その後、実際にどのような形で環境整備を進められたのか、具体的な取組状況を伺います。

3、意見を聴取するだけでは不十分であり、政策にどう反映されたのかを子ども自身にフィードバックする仕組みが重要です。自らの声が届いたと実感することは、参画意欲を高める大きな力となります。この点について、市としてどのように制度化・仕組み化を進めていかれるのか伺います。

4、北海道ニセコ町では、「まちづくり基本条例」において、子どもが年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有することが明記されており、小・中学生まちづくり委員会や子ども議会など、制度的に意見表明の場が保障されています。一方、大阪府富田林市では、現在、「子どもの権利に関する条例」の制定に向け検討委員会を設置し、子ども自身が条例づくりに参画する先進的な取組が進められています。これに対し、本市においては、前回の答弁にもあったように、「竹原市子ども・子育て会議」への子ども・若者の参画が現在進められていると思いますが、今後さらに意見表明を制度的に保障する仕組み、また将来的に条例改正を視野に入れた展望について、市のお考えを伺います。

5、これまで述べたように、子ども・若者の意見を政策に反映させるには、仕組みや意

識改革に加え、組織体制の強化が不可欠です。現状では庁内全体で意見を集約し、施策に反映する仕組みが十分とは言えません。そこで、先進自治体のように「こども政策課」など、全庁横断的に施策を調整・推進する専門部署を設置することが望ましいと考えます。「こどもまんなか社会」の理念は単に子供たちのためだけでなく、少子高齢化が進む中で地域全体の持続可能性を高め、すべての世代が安心して暮らせる社会に繋がるものです。子どもを大切にすることは、結局は誰もが大切にされる社会に繋がります。その理念を単なるスローガンにとどめず、着実に実現するための司令塔組織の設置や人員配置について、市長の見解を伺います。

以上、壇上での質問を終了いたします。

○議長（高重洋介君） 順次、答弁願います。

市長。

○市長（今榮敏彦君） 村上議員の質問にお答えいたします。

1点目のいじめ発生時の対応体制についてのご質問は、後ほど教育長がお答えいたします。

2点目の「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組についてのご質問でございます。本市においては、こども関連事業や各分野の施策における取組を通じて「こどもまんなかアクション」を展開していきたいとの思いから、令和5年度に「こどもまんなか応援サポート宣言」を行うとともに、これまで、竹原中央児童館の利用児童へのアンケート実施をはじめ、竹原市こども計画の策定、県立高校の在り方検討委員会及び複合施設整備事業でのアンケート聴取のほか、A L L 竹原きらっと未来創造会議における意見交換の場への参画などを通して、こどもや若者の意見を聴取してまいりました。

頂いた意見については、児童館でのイベントや遊び道具等の拡充、図書館の充実などのこども計画への反映、複合施設整備の事業計画に学習スペースやWi-Fi環境の整備を盛り込むなど施策に反映したところであり、また、児童館への意見箱の設置や複合施設の交流滞在スペースづくりに関する意見聴取を予定しております。

引き続き、市政運営の中でこどもや若者の意見を可能な限り反映させていきたいと考えており、こうした取組により、こどもが夢と希望を描きながら健やかに育つまちづくりの

実現を目指してまいります。

こどもや若者が気軽に意見を表明できる環境整備につきましては、竹原市こども計画策定時の意見聴取において、気軽に意見を表明できる手法として、学校と連携のうえ、WEBで意見を収集する取組を実施し、190名の生徒から意見を聴取したところであります。

フィードバックに関する制度化・仕組み化につきましては、意見聴取の手法や対象人数にもよりますが、ワークショップを開催した際に結果を参加者に通知することや策定した計画等に併せてアンケート結果をホームページで公表し周知を図るなど、施策への反映の見える化を行い、こうした取組を全庁で共有することで、より効果的な意見表明の機会を継続的に確保していきたいと考えております。

次に、子ども・子育て会議につきましては、子ども・子育て支援法に基づき設置が義務づけられているもので、同法に定めるこどもまんなか社会の趣旨から、こどもや若者の参画が求められており、参画の手法につきましては、直接、委員としての会議への参加のほか、子ども・若者だけの会議、ワークショップやアンケート手法による参画などが考えられます。

今後におきましては、意見を出しやすい環境の構築が肝要であり、委員の在り方の検討も行うとともに、こどもや若者が安心して意見の表明ができる手法を取り入れていきたいと考えております。

こどもまんなか社会を着実に実現するための司令塔的組織の設置や人員配置につきましては、本市では庁内の会議として、竹原市少子化対策推進会議を設置し、こども計画や子どもに関する施策の総合調整を行っており、今後においては、当該会議の中において、こども・若者の意見を庁内全体で集約し、政策に反映させる仕組みとして活用してまいりたいと考えております。

なお、議員ご提案の「こども政策課」などの専門部署の設置については、本市の職員規模等を総合的に勘案すると、困難であると考えております、現状における庁内での意見集約の仕組みを活用し、政策に適時適切に反映させていきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

○議長（高重洋介君） 教育長。

○教育長（高田英弘君） 村上議員の質問にお答えいたします。

1点目のいじめ発生時の対応体制についてのご質問でございます。

本市内の各学校におけるいじめ問題への対応につきましては、平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」をはじめとする法律やガイドライン、また令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」等の趣旨を踏まえ、「竹原市いじめ防止基本方針」及び各学校が定めている「いじめ防止等に係る基本方針」を運用することにより、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応の徹底を図っているところであります。

現在、各学校においては、児童生徒間でトラブル等が発生した際、当該児童生徒や保護者との対応等を記録として残し、生徒指導主事・生徒指導担当教員を中心に「いじめ防止委員会」を立ち上げ、「いじめ防止等に係る基本方針」に基づき、いじめの認知も含めて、解決に向けて速やかに動ける体制を整備しております。

その際、児童生徒や保護者との対応はもとより、事実関係も含めた事案に関する資料は、各学校において委員会の議事録とともに5年間を目安に保存しております。

記録の様式につきましては、文部科学省が令和6年8月改訂版として示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の中の、「学校における平時からの備え」の中に明記されているとおり、各学校で様々な情報を効果的に記録するフォーマットの作成や文書の保存の仕組みを整えているところであります。

また、第三者委員会による検証が必要な場合を想定した保存期間につきましては、「いじめアンケートの回答や聴取の結果をまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえて5年とすることが望ましい」と文部科学省のガイドラインに示されていることを踏まえ、少なくとも5年間は適切に保存を行っているところであります。

いじめの重大事態に対する平時からの備えやいじめへの基本的な対応及び記録の作成や管理の重要性につきましては、生徒指導主事や生徒指導担当教員を対象とした研修において、充分認識できるよう指導を行うとともに、校長連絡会や教頭研修会等の管理職研修においても周知し、徹底を図っているところであり、さらに、この度の尾道市における事案について、今月の校長連絡会で取り上げ、他山の石として自校における体制の徹底を図るよう、指導を行ったところであります。

子供が直接ＳＯＳを出したり、匿名で意見を伝えたりする仕組みにつきましては、広島県教育委員会が運営している不安や悩みを一人で抱え込む前に、電話やＳＮＳ等で相談できるシステムがあり、全児童生徒に対して、それを周知する「教育相談窓口紹介カード」を配付しております。

併せて、竹原市教育委員会としましては、各学校において、相談担当教員の名前や学校以外の相談窓口を明記した「体罰・セクハラ相談窓口」や「教育相談窓口」のチラシを各学校の児童生徒の目につきやすい場所へ掲示するなど、教育相談体制の周知を図っているところであります。

今後とも、学校が子供たちにとって、安心・安全に過ごせる場となるよう、心理的安全性の確保に努めながら、一人一人のＳＯＳに気づき、不安や悩みをキャッチし、迅速に解決に向けて取り組むとともに、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組むことができる体制を構築するよう取り組んでまいります。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（高重洋介君） 2番、村上議員。

○2番（村上まゆ子君） ご答弁ありがとうございました。

では、1点目のまずはいじめの発生時の対応体制について、お伺いしていきます。答弁の中でいじめの記録保存は5年間を目安に保存し、様式や運用は各学校に任せているというご答弁でした。

しかしながら、様式などがバラバラであるとやはり学校ごとに差が生じて、必要な記録が残らないだとか、あるいは不十分になるケースが出てくるのではないかと思います。その結果、万が一考えたくはないのですけれども、重大事態が発生した場合に事件の検証自体ができなくなるのではないかと不安があります。

教育委員会として、全校の記録状況を点検し、統一的な運用を徹底させるお考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（高重洋介君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（大橋美代子君） 教育委員会が記録状況を点検し、統一的な運用を徹底させるというところについての質問であったかと思います。

竹原市教育委員会では、年度初めに各学校を訪問し、諸表簿等の点検を行っており、その際、いじめ等に関する生徒指導関係のファイルを点検しております。点検の際には保護者や児童生徒とのやりとり、あるいは事実関係の整理、また関連する資料などを委員会の議事録とともに保存をしているかなどの確認をし、不十分な点は修正するよう指導しております。

統一的な運用の1つとして、管理の方法等が挙げられるが、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の中の、「学校における平時からの備え」の中に明記されてありますように、メモ等をそのままにせず、様々な情報を効率的に記録し保存をしていくなど、他の文書管理の方法等も考慮しながら、校内で適切に管理を行っております。

以上です。

○議長（高重洋介君） 2番、村上議員。

○2番（村上まゆ子君） 年度初めに各学校を訪問して、不備があれば修正を指導しているというご答弁だったのですけど、しかし、今回尾道市においては初動対応の記録がないという問題がこの度ありました。ですので、初動対応や記録の様式、保存方法について、市としてやっぱり最低限のルールを定めるべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高重洋介君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（大橋美代子君） 市として、様式等の統一というような点についてのご質問であったかと思います。

現在各学校におきましては、例えば記録をする際は教員、担当者の推測や感想を交えず、いつ、どこで、誰が、何を、どうしたというようなことが明確になるよう記録をしております。また、聞き取り等を行ったメモなどはそのままにせず、共有フォルダー、これは教員が全員が共有できるようなフォルダーに保存したり、あるいは生徒指導委員会等のファイルに綴じたりするなど、学校ごとのルールによって適切に運用をしております。

そのため、市としてすべてを統一することではなく、各学校におきまして、効率的な方法で運用を行い、教育委員会が確実に点検、確認を行うことで、いじめ防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進して参りたいと考えております。

以上です。

○議長（高重洋介君） 2番、村上議員。

○2番（村上まゆ子君） 学校ごとに一応ルールというか、運用されているということなのですけれども、では記録の責任者だったり、保存体制を市として明確化する必要性についてはどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（高重洋介君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（大橋美代子君） 記録についての保存、あるいは責任者等の統一というようなところのご質問であったかと思います。

いじめ問題への対応につきましては、先ほどの教育長答弁にもありましたように、「いじめ防止対策推進法」という法律あるいはガイドラインなどに基づいて、竹原市として「竹原市いじめ防止基本方針」を策定し、各学校が組織的に対応するよう指針を示しております。各学校におきましては、その方針の趣旨を踏まえ、いじめ防止等に係る基本方針及びいじめ防止対策委員会の設置要綱を定め、対応しているところであります。このいじめ防止対策委員会設置要綱の中には、校長を委員長とした構成メンバーを明確に示しており、校長のリーダーシップの下、組織的に対応する体制を作っております。

このように竹原市が策定しました方針に基づき、学校、そして教育委員会が事案に対して速やかに連携し、組織的に対応していくことが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（高重洋介君） 2番、村上議員。

○2番（村上まゆ子君） 校長をリーダーとして、組織的に動いていかれているというご答弁だったのですけれども、では、本市における近年のいじめ認知件数と重大事態の発生状況について、お伺いして参ります。

○議長（高重洋介君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（大橋美代子君） いじめの認知件数と重大事態になったケースについてのご質問だったかと思います。

過去3年間の本市のいじめの認知件数ですが、小学校及び義務教育学校前期課程におきましては、令和4年度が14件、令和5年度が11件、そして、令和6年度が14件でした。中学校、義務教育学校後期課程におきましては、令和4年度が5件、そして、令和5

年度も同様5件、そして、昨年度、令和6年度が2件がありました。これまで、重大事態に発展したケースはございません。

以上です。

○議長（高重洋介君） 2番、村上議員。

○2番（村上まゆ子君） いじめの認知件数については、各小中学校1校につき大体1、2件の件数と推測いたします。

それらの初動対応は記録としてきちんと整理されているのか、お伺いいたします。

○議長（高重洋介君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（大橋美代子君） 初動対応の記録についてでございます。

先ほど答弁申し上げましたように、年度当初の学校訪問におきましては、生徒指導関係のファイル、そして、いじめの認知が起こった場合はその資料等の確認を行っております。

併せて、いじめとして認知をした事案に関しましては、その都度、学校のほうから教育委員会に報告が上がりますので、初期段階から事案の経緯、そして事実関係、また関係児童生徒への指導や支援方法などについて、学校と連携をしております。

以上です。

○議長（高重洋介君） 2番、村上議員。

○2番（村上まゆ子君） 学校と連携されながら対処しているということですが、実際、相談が寄せられた場合ですよね、そういったときは教育委員会は学校とどのような連携をして子どもを守る体制をとっているのか、もう一度お聞かせください。

○議長（高重洋介君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（大橋美代子君） 相談が寄せられた際の対応であります。

まず、学校で生起しましたいじめの事案につきましては、いじめ防止対策委員会、これは校内で設置されておりますこの委員会において、今後の対応方針が定められ、関係児童生徒への聞き取り、また事実関係の整理など、組織的に対応していきます。その際、いじめとして認知した事案につきましては、先ほど申し上げましたように、速やかに教育委員会に報告、そして、今後の対応策について連携をする体制をとっております。

また、事案によっては対応方法について、学校教育委員会だけではなく、関係機関が常

に連携しながら進める場合もあります。

以上です。

○議長（高重洋介君） 2番、村上議員。

○2番（村上まゆ子君） 事実確認や連携の仕組みについては理解したのですけれども、子どもを守る具体的な体制、例えば安全面の確保であったりだとか、心理的な支援、保護者もそれに対して関わってくると思うのですけど、そういう観点について、改めてお伺いいたします。

○議長（高重洋介君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（大橋美代子君） 子どもたちを守る具体的な体制についてのご質問だったかと思います。

学校はいじめが解消するに至っていない段階では、被害に遭った児童生徒を徹底的に守り抜き、安心・安全を確保する責任があります。そのため、いじめを受けた被害の児童生徒に対しましては、寄り添い、そして、支える体制を作るとともに、必要に応じてスクールカウンセラーなどとも速やかに連携、協力できる体制を作っております。

また、被害を受けられた児童生徒の保護者に対しましても、事実関係を正確に伝えて、思いを十分聞きながら、今後の支援の方向性等について話をするなど、保護者を守る体制も整えております。

以上です。

○議長（高重洋介君） 2番、村上議員。

○2番（村上まゆ子君） 様々な形でフォローされていると思うのですけれども、1つ気になった点が保護者が相談しに来られた場合ですよね。学校がいじめとしてそれを問題視せずに、市教育委員会にも報告が上がってこないことはないのか、1点ちょっと心配なのでお伺いいたします。

○議長（高重洋介君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（大橋美代子君） いじめとして学校で認知した際には、学校内で抱え込むことなく、速やかに教育委員会に報告することというふうにしております。

法律におきましては、いじめとは当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う

心理的または物理的な影響を与える行為であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものというふうに定義をされています。

どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであるという認識に立って、いじめとして認知することをためらわず、どんなに小さいSOSも見逃すことがないよう子どもたちを守る体制を整えております。

以上です。

○議長（高重洋介君） 2番、村上議員。

○2番（村上まゆ子君） 考えたくはないのですけれども、やはり先ほど言われたように、どの学校でも起こり得ることということで、小さなSOSにも手を差し伸べるように徹底していただけたらと思います。また、その気持ちをやはり教職員の先生方にもやはり徹底していただきたいと思うのですけれども、そのことを申し添えておきます。

今回、尾道市では問題となつたいじめをきっかけに、長期間にわたって不登校になったという悲しい事件が起こったわけですけれども、竹原市において、竹原市教育支援センター、こちらを設置して不登校支援の充実を図っている現状があると思うのですけれども、このような施設を利用して、不登校ケースだけじゃなくて、悩みや不安を持っている子どもや保護者さんが相談できる体制整備も必要であると思うのですけれども、この点についてお伺いいたします。

○議長（高重洋介君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（大橋美代子君） 現在も友達との関係であったりとか、進路への迷い、また学校に直接相談できないというような事案につきましては、教育支援センターへ相談があるというケースもあります。不登校になる原因は多様な要因が複雑に絡み合っているということもあるため、児童生徒、そして保護者からの相談機能をいじめの相談体制に活かすということは重要であるというふうに考えております。

今後も教育支援センターに子どもたち、また保護者から相談があった場合は、学校、そして関係機関とも速やかに連携し、体制が構築できるということを活かして、解決に向けて取り組んで参りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高重洋介君） 2番、村上議員。

○2番（村上まゆ子君） ありがとうございます。

今回、各学校の初動対応について、私自身、様式を手元にそろえて内容の精査をするところにまではちょっと至らなかったので、そこが1点反省点なんですけれども、私としても子どもを守るために市内の学校で統一した、やはり様式を設けて、運用体制を今後整えていくべきと考えています。

最後に、全校に統一した、やはりルールと徹底した点検体制を整えていくことについて、教育長のお考えを最後にお伺いいたします。

○議長（高重洋介君） 教育長。

○教育長（高田英弘君） 議員のご質問の冒頭でも触れられましたけれども、私もいじめは人間として絶対に許されない行為であり、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、命も奪いかねない重大な問題であるとの認識を持って、この問題に取り組んでいるところであります。こういうことから、いじめの未然防止を図るとともに、いじめを認知した場合においては、とりあえず迅速に対応する必要がある、こういうふうに考えているわけでございます。

それともう1つは、いじめは必ず集団の中で行われて、加害者と被害者だけに目が行きがちですけれども、その関係だけでなく、いじめを見て囃し立てり喜んだりする、いわば観衆の立場がいて、そしてその背後で見て見ぬふりをしたり、自分に被害が及ばないよう知らないふりをしたりする傍観者がいるという、4層構造で成立しているというふうに言われるのが一般的でございます。こういった認識やこういうとらえに立ちまして、先ほどから答弁させていただきましたように、本市の各学校におきましては、いじめ防止対策推進法をはじめガイドライン、また竹原市いじめ防止基本方針等の趣旨を踏まえて、各学校において、いじめが生起した場合には組織的に、そして早期に速やかに対応できる体制を構築しているという、こういうことを申し上げたわけでございます。

そして、議員のほうからもご提案がございましたけれども、統一的に取り組むということを今後研究しながら取り組むことのそこを試行していくということも大切ではあると思いますけれども、本市においては、義務教育の学校が小学校、中学校、義務教育学校と3種

類の校種にありまして、それぞれ在籍期間が6年間、3年間、9年間ということでありまして、それぞれの校種において、それぞれの発達段階というものがあるわけであります。従って、そういうことも十分に踏まえた上で解決していく、あるいは防止をしていくっていう、そういうことが非常に本市としての特徴的な取組になるというふうに捉えております。従いまして、すべてを統一ということもさることながら、それぞれの発達段階を十分に踏まえた上での取組、そのいじめの早期発見、早期対応のための取組の手法であるとかルールなど、そういった各種コンテンツについては、しっかりと共有を各学校が図りながら、一体となって学校、教育委員会、そして保護者も連携しながら、子どもたちを守り抜くという、そういう強い思いを持って対応していくところが当面大事なのかなというふうに、こういうふうに考えています。

併せて、先ほどいじめの構造ということで申し上げましたけれども、このいじめの構造ということでは、その加害の心理も明らかにした上で、すべての児童生徒がいじめに向かわない態度、能力を身につけていく、そういうことをどのように働きかけていくか、そしていじめを生まない環境づくりをどう進めていくか、そういういじめの未然防止というこの指導の充実もしっかりと図っていくことが大事だというふうに思っております。また、特に先ほど述べましたいじめの構造につきましては、子どもの社会だけの問題ではなく、大人の社会にも存在するものであります。大人が変われば子どもも変わるのごとく、地域社会全体で我々大人がよりよく生きる、こういう姿を実践していくことも極めて大事だというふうに考えております。今後も、学校が子どもたちにとって、安心・安全で過ごせる場となるように心理的安全性の確保に努め、地域や保護者とも連携しながら、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見、早期対応に取り組むことができる体制をより強固に構築するよう取り組んで参りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高重洋介君） 2番、村上議員。

○2番（村上まゆ子君） 教育長さん、ありがとうございました。起こってほしくないですけれども、もしいじめが発生した場合は速やかにチームを組んで、苦痛を一刻も早く取り除くようにお願ひいたします。

では、次にこどもまんなか社会の実現に向けての取組について、再質問させていただきます。竹原市において、こどもまんなか社会は子どもや若者の意見を可能な限り反映させ、夢と希望を持って健やかに育つまちづくりを目指すものだとご答弁いただきました。先ほど紹介されたA L L 竹原きらっと未来創造会議ですけれども、こちら、私もこの前、参加させていただきました。キックオフイベントだったので、実際の会議は次回からだと思うのですけれども、思っていた以上に参加人数が多くて、まちの未来を考える取組について、子どもや若者、女性たちがとても関心を持って取り組んで参加されているのだなと、とても高い意識を感じました。ただ、大勢大人がいましたので、その大勢の大人が参加する場において、子どもや若者たちが素直に意見を言えるのかな、意見が埋もれてしまわないかなっていう思いもしましたし、大人が子どもの意見を否定せずに、最後まで聞くことができるのかなと少し心配になりました。

そこで、まず1点伺いたいのが、子ども、若者が意見を出しやすくするために、今後どのような工夫をされるのか。大人主体の議論の中でも、子どもの声を確実に拾い上げていくための具体的な配慮、そういったものはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（高重洋介君） 企画部長。

○企画部長（國川昭治君） 子どもの意見をお聞きするということにつきましては、先ほど市長の答弁でもございますように、これまで子どもや若者が気軽に意見をできる環境の整備等に努めてきたところでございますが、今回のA L L 竹原きらっと未来創造会議につきましては、竹原の将来を皆で考えていこうということの会議でございまして、幼児から70代超える方まで約100名の方に参加いただきながら、幼児、中学生、高校生で言いますと約10人ぐらいだったかと思いますけど、参加いただきながら、いわゆる今を生きる市民としてですね、将来どうしたいかということを聞いていこうという会議のキックオフ会議をさせていただいたところでございます。一例ですが、その中でですね、高校生からまちの未来へのメッセージということで、どの世代も笑顔で楽しく暮らせる場所を作るとかですね、どの世代も幸福でいっぱいの竹原にするんだというような、高校生からも決意をいただいたところでございます。

今後におきましても、やはり設立会議の取組といたしましては、現在登録いただいたおります協力会員の方にアンケート調査等を実施させていただいておりまして、このいただいた意見を踏まえまして、今後は座談会と言いますか、いろいろ意見を交換する場を設けていきたいと考えているところでございます。その中で、当然子ども、高校生、中学生にも意見をいただくということでございますが、意見を出していただきやすくなる工夫といたしましては、まずアンケート調査におきましては、やはり言葉、語句の説明を分かりやすく丁寧に書きぶりを工夫させていただくとともに、座談会については、まず先ほどありましたけども、大人と子どもが一緒というのはなかなか意見が出にくい部分もあるかと思いますので、やはり同年齢、子どものような同年齢の子どもの集まるようなグループ分けをするとか、あるいは冒頭にアイスブレイクと言いますか、打ち解けやすいような話しやすい雰囲気づくりに努めるなどですね、子どもが意見を出しやすいような環境を作りながら、子どものみならずでございますけども、また大人の意見も聞きながら、いろいろ意見を出しやすい雰囲気づくりに努めて参りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高重洋介君） 2番、村上議員。

○2番（村上まゆ子君） ありがとうございます。アンケートを取って、今後は座談会方式みたいな形で取り組んでいかれるというご答弁をいただきました。

では、ここでスライドをお願いいたします。こちら、大阪府の富田林市の市長さんになります。竹原市と同じように、子どもまんなか応援サポーター宣言をされています。そして、子どもまんなか社会の実現を目指すために、こちらの子ども応援サポーター宣言を内外に表明されています。

次のスライドお願いします。先月、私もこちらに視察に伺ったんですけれども、ここで子ども、若者のワークショップでの意見聴取について学んで参りました。数年前から子どもの意見聴取に富田林市さんは取り組んでいらっしゃるのですけれども、そんな富田林市さんでも参加者集めに大変苦労されているそうです。そのため、年齢に合わせたチラシだったりだとか、意見が出しやすくするために、ちょっと環境整備としてお菓子やジュースなどをそろえたりとか、様々な工夫を凝らしておられます。

次のスライドお願いします。なおかつ、富田林市さんのすごいところなのですけれども、小中学生の意見だけでなく、こども園などの幼児さんから、障害を持つ子どもさんからも意見を聞いている点が素晴らしいなと思ったのと、あと次のスライドお願いします。

さらにワークショップでは進行役によるファシリテートで大人に混じっても子どもが和気あいあいと発言したりだと、大人と一緒に意見交換ができる、そういう環境づくりについて、しっかり取り組まれていました。このように、ただ意見を集めるだけでなく、子どもが安心して話せる環境づくりこそが重要だと考えます。スライド、ありがとうございました。

竹原市としても、ぜひ、こういった先進事例を調査研究しながら、より実効性のある仕組みづくりを取り入れていただきたいと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 子どもの意見の聴取の仕方の工夫についてでございます。

まず、本市の竹原市子ども・子育て会議についてでございますが、子ども・子育て会議の委員は現在子どもの保護者、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関して学識経験のある者などで構成されておりまして、本市のこども計画や子ども・子育て支援施策について、検討していただいております。子ども・子育て会議への子どもの参画についてでございますけれども、子ども・子育て会議の議題につきましては、例えば特定教育保育施設の利用定員の設定ですか、子ども、若者の意見を聞く必要性が低い議題もあること、委員が大人ばかりの会議でございますので、議員もおっしゃられますように意見の表明そのものが難しいことも予想され、子ども、若者が安心して意見を表明することができる場を作ることが重要であると考えております。ですから、子ども・子育て会議への子どもの参画につきましては、その場面に応じて、子ども、若者だけの意見交換会ですか、アンケートの手法による参画などを通じまして、子ども・子育て会議へ子どもの意見を吸い上げて参りたいと検討しております。

○議長（高重洋介君） 2番、村上議員。

○2番（村上まゆ子君） 他市町の先進事例を調査研究しながらやっていただきたいっていう質問だったのですけれども、こういったところを富田林市やニセコ町のような、やは

りそういったところを参考にして、今後取り組まれていく予定はないのかお伺いいたします。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 議員にいろいろ教えていただきまして、いろんな手法があるということは承知しております。

例えば、日頃から子どもと接している児童厚生員などを通じまして、子どもが話しやすい雰囲気を作りまして、意見を聴取して参りたいと思います。他市町の先進事例としては、前回の一般質問でも教えていただきました三原市さんのような事例もございますので、他市町の事例を参考にしながら検討して参ります。

○議長（高重洋介君） 2番、村上議員。

○2番（村上まゆ子君） ありがとうございます。

やはり、竹原市の子ども・子育て会議、そちらへの参画も私もぜひ、子どもを取り入れて、やはり子どもが主体となるような会議にしていただきたいなと思っているのですけれども、やはり市としてはなかなか、そういった1歩を踏み出すのが難しいというご答弁をいただきました。

なぜ、子どもの意見が重要なのか、そこを私、強く言いたいのですけれども、なぜなら、子どもたちはやはり未来の当事者だからこそ、その会議にやはり入っていく必要があると考えます。教育や環境だったり、まちづくりの視点で子どもが長期的にやはり影響を受けるであろう政策に対しては、やはり子どもたちの視点を取り入れながら、それを進めていくということがとても重要だと思いますので、子ども・子育て会議は単なる大人のための会議じゃなくて、やはり子ども、若者が主体となるような会議体にしていただきたいと思いますが、改めてもう一度、ご意見をいただけたらと思います。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 子ども・子育て会議につきましては、先ほども申しましたけれども、こども計画でありますとか、本市の子どもに関わる施策を検討している会議でございます。子どもに関わる施策でございますので、子どもの意見を取り入れるということは重要なことだと考えております。今後につきましても、他市町の事例も参考にしな

がら、いろんな多様な手法で子どもの意見を取り入れて参りたいと考えております。

○議長（高重洋介君） 2番、村上議員。

○2番（村上まゆ子君） ありがとうございます。ぜひ、検討していっていただけたらと思います。

では、次に子ども、若者の会議やワークショップへの参画意欲を高めるというところの点についてお伺いいたします。やはり、子ども自身が自分の声が施策に反映されたとか、活かされたと実感できる仕組みづくりがとても大切だと思っています。現在、市としてはホームページなどで児童館の取組だったりとか、そういったものを公表されているということでしたけれども、やはり児童館自体や学校にでも、子ども本人に直接届く形でフィードバックを行う、そういった仕組みを作っていただきたいと考えますが、市として具体的な方向性など、あればお伺いいたします。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 現在、本市においては先ほど議員も言われたように、ホームページのほうでこども計画におけるアンケート調査などを公表して、フィードバックしているところでございます。議員がおっしゃられましたように、もっと分かりやすく子どもにフィードバックする手法として、例えば先ほども申しました児童館で、館内で分かりやすいポップなどを掲示する他、児童厚生員との交流を通じた説明なども検討して参りたいと考えております。

○議長（高重洋介君） 2番、村上議員。

○2番（村上まゆ子君） ありがとうございます。ぜひ、可視化していけるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、府内体制についてお伺いいたします。専門部署の設置は難しいというご答弁をいただいたのですけれども、府内会議体として竹原市少子化対策推進会議を設置されたとお聞きいたしました。どの課が事務局を担っているのか、これまでの開催頻度と成果は何か、お伺いいたします。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 竹原市少子化対策推進会議につきましては、元々次代を

担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、国、自治体、事業主において、次世代育成支援のための行動計画を策定することとされ、竹原市次世代育成支援地域行動計画の策定に向けて、竹原市少子化対策推進会議を設置し、協議を行ったものでございます。担当課は子ども政策全般を担っている健康子ども未来課であり、これまで次世代育成支援地域行動計画や子ども・子育て支援事業計画に関する進捗状況報告や次期計画策定に向けた府内会議としての位置付けとなっております。

○議長（高重洋介君） 2番、村上議員。

○2番（村上まゆ子君） すみません。年1回開催ですか。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 開催頻度については、年1回程度となっております。コロナ禍においては書面会議を開催しております。

○議長（高重洋介君） 2番、村上議員。

○2番（村上まゆ子君） 私は子どもまんなか社会を実現するために、専門部署の設置まで必要ではないかと提案させていただきました。しかしながら、市としては年1回の会議で十分であるとの内容にちょっとショックを受けております。府内の年1回の会議で、子どもの意見をどれだけ聴取して政策に反映していくのか、本当にちょっと理解ができないのですけれども、会議体ベースではやはり機動力だったり、責任の所在が曖昧になる恐れがあると思うのですけれども、やはり横断的に調整する専任の担当者を設けるだとか、実効性のある体制強化を進めていくべきではないかと私は考えます。

ここでちょっと提案なのですけれども、ぜひ、副市長をトップとする体制を整えるなど、府内全体の意見の集約だったりだとか、政策反映のための検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） これまでの府内会議におきましては、先ほども申しましたけれども、子ども計画の進捗状況ですとか、取りまとめですとかを行ってきたものでございます。

ただ、こども基本法も制定されまして、子どもの意見を施策に取り入れることの重要性というものが出てきましたので、今後の会議におきましては、そういった各課の子ども施策に関する子どもの意見の聴取でありますとか、その施策への反映について情報共有しながら、例えばアンケートの取り方はこういった方法があるですとかということを庁内で統一して参りたいと考えております。

議員ご提案の庁内の副市長をトップにした会議ということでございますが、少子化対策推進会議は平成15年の少子化対策推進法に基づいた会議でございまして、現状と少しそうがない面もあるかと思いますので、会議を検討し直すということも必要かと考えております。

○議長（高重洋介君） 2番、村上議員。

○2番（村上まゆ子君） こどもまんなか社会の実現に向けて、これから取り組んでいかれるという思いがあるのであれば、今までとは違うやり方を皆様で一生懸命考えていくていただきなければいけないと思いますので、ぜひ、推進していただきたいと思います。

最後に市長にお伺いをいたします。私はこれまで子育て支援について、一般質問を重ねて参りました。竹原市では、出生数の減少や学校の統廃合など、少子化の深刻な影響が現実のものとなってきております。人口減少が進んで、消滅可能性自治体と言われる中で、竹原市における子育て支援は単なる社会福祉行政ではなく、未来への投資と考えています。だからこそ、県内トップの子育て行政を目指していっていただきたいと思います。隣の三原市では子育て支援の取組が高く評価されて、今年7月に日本子育て支援大賞2025を受賞されています。これは子どもや若者の意見をしっかりと施策に反映してきた結果だと私は理解しております。一方で竹原市は、市長がこどもまんなか応援サポーター宣言をされてから2年が経過いたしました。その間、私はおむつ定期便や子どもの居場所など具体的な提案をして参りましたが、まだ実現には至っておりません。土曜日の中国新聞において、市長は次期市政への意欲を表明されました。そこで、私の思いは議会の場で伝えたいたり、昨日正式に立候補を表明されました。だからこそ、今問わせていただきます。未来への投資である子育て支援について、これまでの成果とこれからの具体的な取組、そして、竹原市が県内1の子育て行政を目指すのかどうか、市長の思いを伺い、私の一般質

間を終了いたします。

○議長（高重洋介君） 市長。

○市長（今榮敏彦君） 子ども子育てに関わるご提言をいただきました。様々、他市の事例を紹介されながらの展開でございまして、本市におきましても、冒頭申し上げましたとおり、子どもまんなか応援サポーター宣言を行って久しいわけでありますけれども、残念ながら、議員がご提言をいただいた事業を個別に実現できてないものもございますけれども、先ほど来、部長もご答弁申し上げておりますとおり、様々なこの子ども子育てに関わる対策というものは講じてきているということでございます。

竹原市としては、検討会議の件、子ども・子育て会議を中心に議論展開がありましたけれども、実は子ども子育てに関わる政策テーマというのは、竹原市役所の中においても各部横断的にございます。これは子ども・子育て会議だけで議論しているものではなくて、各個別に様々議論している項目もたくさんあります。ですから、年1回とか、そういうことではなく捉えていただければよろしいかと思いますけれども、いずれにいたしましても、竹原市の子ども子育て政策がすばらしいよと感じていただけるような取組、また姿勢を示していかないといけないという力強いご提言だというふうに認識を受けとめまして、我々としてもしっかりとそのようになるように、実現するように、さらに子ども子育てを市の政策の真ん中に据えまして、他の事業もたくさん主要な事業がございますけれども、重要な政策として位置付けながら、今後も未来ある子ども子育ての事業の推進、または竹原市を担う子どもの育成に取り組んで参りたいというふうに考えております。

○議長（高重洋介君） 以上をもって、2番、村上まゆ子議員の一般質問を終結いたします。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

今後のスケジュールですが、会期日程表のとおり、9月12日午前9時から議会運営委員会を、午前10時から本会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後2時01分 散会

